

navigation

高齢者の障害者控除対象認定

☎市民課 介護保険係 ☎0977-75-2402(内線136)

65歳以上の要介護認定者で、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当し、杵築市長から「障害者控除対象者」として認定された人は、障害者手帳をお持ちでなくても所得税や住民税を申告する際、障害者控除を受けることができます。

【対象となる人】(①～③全てに該当すること)

- ①平成27年12月31日現在で、満65歳以上の人
- ②要介護認定を受けた人で、寝たきりまたは認知症の人
- ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けていない人

【障害者控除対象認定の適用の手続き】

- ①「障害者控除対象者認定申請書」を市へ提出します。
- ②後日、該当する人には「障害者控除対象者認定証」が、該当しない人には「障害者控除対象者非該当通知書」が市から送られます。

【申請に必要なもの】

- ①申請書(各庁舎介護保険窓口で受け取ることができます)
- ②認定を受けたい人の印鑑
- ③介護保険被保険者証

navigation

杵築市母子保健推進員(第5期)を募集します

☎健康長寿あんしん課 ☎0978-64-2540

市では、乳幼児健診など母子保健事業に参加し、親子とふれあう母子保健推進員を募集します。きつきの子どもたちの笑顔を願って、一緒に活動しませんか？

【任期】 平成28年4月～平成30年3月(2年間)

【定員】 25人

【内容】

市の主催する母子保健事業への参加協力、定例会・学習会への参加

【要件】

子育て中・子育て経験のある人、または子育てに関連する資格のある人(保育士・幼稚園教諭・看護師など)

【活動費】

ボランティアですが、交通費程度の活動費が支給されます。

【応募締切】 3月31日(木)

navigation

高齢者のおむつ代に係る医療費控除

☎市民課 介護保険係 ☎0977-75-2402(内線136)

対象者は、医師による「おむつ使用証明書」にかわり杵築市長が発行する「おむつ代に係る医療費控除確認書」で所得税や住民税の医療費控除を受けることができます。

【対象となる人】(①～③全てに該当すること)

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である。
- ②本人または扶養者がおむつを使用し、要介護または要支援の認定を受けている。
- ③おむつを使用した年、または前年(要介護認定期間が13月以上の場合)の主治医意見書内の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCに該当、および「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針」の『尿失禁』が「あり」に該当する。

【おむつ使用確認書発行の手続き】

- ①「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書の内容確認申請書」を市へ提出します。
- ②後日、該当する人には「おむつ代に係る医療費控除確認書」が、該当しない人には「おむつ代に係る医療費控除確認書非該当通知書」が市から送られます。

【申請に必要なもの】

- ①申請書(各庁舎介護保険窓口で受け取ることができます)
- ②印鑑 ③おむつ使用者の被保険者証
- ④前年の確定申告書(前年のおむつ使用証明書またはおむつ使用確認書でも可)

navigation

入札参加資格審査申請(建設工事)を受け付けます

☎財政課 契約係 ☎0978-62-1803

平成28・29年度に杵築市が発注する建設工事(県内業者および県外業者)の入札参加を希望する事業者は申請書を提出してください。

申請書および添付書類の詳しい情報については、市公式ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

【受付期間】 2月1日(月)～29日(月) ※閉庁日を除く

【提出場所】 [本庁舎2階] 財政課 契約係 ※郵送可

【有効期間】 2年間(平成30年3月31日まで)

navigation

杵築市嘱託員を募集します

☎社会教育課 ☎0977-75-2413

地区公民館長

【募集人数】 若干名

【任用期間】 平成28年4月1日～平成29年3月31日

【業務内容】

- ①地区公民館建物の鍵管理および施設管理
- ②地区公民館を中心とした公民館事業並びに管轄地域の連絡調整
- ③地区公民館新聞等の発行
- ④住民自治協議会事務に関すること

【勤務場所】 杵築地域の地区公民館

【勤務条件】

報酬月額…15万円
諸手当…市の規定により通勤手当等を支給します。
休暇…勤務期間に応じ年次有給休暇が取得できます。
勤務時間…開館日の8時30分～17時
その他…法定の社会保険制度が適用されます。

【応募資格】 パソコン(エクセル・ワード)を使用できる人

◆申し込みについて

【申込方法】

履歴書(市販可)を教育委員会・社会教育課(〒879-1307 杵築市山香町大字野原1010番地2)宛に、郵送または持参してください。

【申込期間】 1月12日(火)～26日(火)

※土・日・祝および年末年始を除く、8時30分～17時

【試験日】 2月下旬予定(作文および面接)

navigation

▶別杵速見地域広域市町村圏事務組合 入札参加資格審査申請の受付

☎別杵速見地域広域市町村圏事務組合 ☎0977-21-1126

平成28年度中に別杵速見地域広域市町村圏事務組合が行う入札の参加希望業者を受け付けます。

【受付期間】 2月1日(月)～29日(月)〔必着〕

【業種】 物品、施設管理、建設工事、コンサルタント

【申請条件】 別府市の入札参加申請条件に準じます。

※提出書類および提出方法などの詳細については、1月4日(月)から別杵速見地域広域市町村圏事務組合窓口や別杵速見地域広域市町村圏事務組合の公式ホームページ(<http://www.bekkihayami-oita.jp/>)で入手できます。

働く世代の女性支援のためのがん検診

無料クーポン券をぜひご利用ください！

平成27年6月に送付されたがん検診の無料クーポン券の使用期限は**2月29日(月)**です。

“がん”は、杵築市の女性の死亡原因の約2割を占めており、そのうち最も割合が高いのは“乳がん”です。職場等でがん検診を受ける機会のない方は、この機会にがん検診を受けましょう。

【市内で検診が受けられる医療機関】

子宮頸がん検診・市立山香病院、くりやまレディースクリニック、みやうちウィメンズクリニック

乳がん検診……市立山香病院、杵築中央病院

▼下記対象者全員

対象	生年月日
子宮頸がん検診※1	平成 6年4月2日～平成 7年4月1日
乳がん検診※2	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日

▼下記対象者のうち、過去に無料クーポン券を使ったことのない方

対象	生年月日
子宮頸がん検診※1	平成 4年4月2日～平成 5年4月1日
	昭和62年4月2日～昭和63年4月1日
	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日
	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日

▼下記対象者のうち、過去に無料クーポン券を使ったことのない方

対象	生年月日
乳がん検診※2	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日
	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日
	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日
	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日

※1 子宮頸がん検診・子宮頸部の細胞診

※2 乳がん検診・乳房レントゲン撮影(マンモグラフィ)

☎健康長寿あんしん課(健康推進館)(☎0978-64-2540)

辞令交付

教育委員 【再任】石田 順一 さん

地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を行います。

【任期】 平成27年11月18日～平成31年11月17日